

オンラインでお申込みされる事業者の皆様へ

## 入力時の注意点・チェックポイントについて

令和8年度再商品化委託申込みの内容をオンライン入力していただくうえでの入力上の注意点・チェックポイントを入力順により下記のとおりお知らせいたします。

お手数をおかけしますが、本紙を印刷していただき、各項目の□欄にチェックを入れながら入力作業を進めてください。

- 1. パスワードを（変更）入力していただくと『TOP PAGE』が開きます。  
表示された申込状況表の「申込状況」欄で“未入力”的文字が表示されている年度をご確認ください。

(注) 令和8年度はもちろんですが、令和7年度以前の年度で、“未入力”的文字がある場合は、当該年度の申込が行われていないことを示しますので、当該年度における貴社の事業内容をご確認のうえ、再商品化義務が生じる場合は、必ず「□2.」以下をご参照のうえ申込手続きをお取りください。一方、再商品化義務が生じない場合は、『非申込登録』画面から非申込手続きをお取りください。

- 2. “未入力”的文字をクリックして、開いた画面で貴社名をご確認ください。

### 社名変更がある場合

- (1) これから先の入力は中止してください。

#### <これまでに1回以上、再商品化委託申込を行ったことがある場合>

- (2) 社名変更の履歴が分かる「登記簿謄本」(原本)を1通ご用意いただき、「申込・契約訂正等申請書※」の該当欄(同紙裏面の3. 特定事業者情報変更)をご記入のうえ、併せて当協会にご送付ください。その際、お手数をおかけしますが、同申請書裏面上部の余白に『オンライン申込入力途中』と記載してください。
- (3) 当協会で社名変更手続きが終了(目安:上記(2)の書類が当協会に到着後1週間程度)しましたら、ご連絡申しあげますので、改めてオンライン申込みを行ってください。

#### <これまでに1度も再商品化委託申込みを行ったことがない場合>

- (4) 「申込・契約訂正等申請書※」の該当欄(同紙裏面の「3. 特定事業者情報変更」)をご記入のうえ、当協会までご連絡ください(登記簿謄本の添付は必要ありません)。その際、お手数をおかけしますが、同申請書(裏面)上部の余白に『オンライン申込入力途中』と記載してください。
- (5) 当協会で社名変更手続きが終了(目安:上記(2)の書類が当協会に到着後1週間程度)しましたら、ご連絡申しあげますので、改めてオンライン申込みを行ってください。

※「申込・契約訂正等申請書」は『TOP PAGE』からダウンロードできます。

□ 3. 社名変更がない場合は、今回登録する申込年度を選択し、「次へ」ボタンをクリックして表示される約款の内容を確認し、「同意する」ボタンをクリックしてください。申込登録入力画面が表示されたら、初めに「申込用紙1（基本情報）」をご入力ください。当協会にご登録されている情報はあらかじめ表示しています。

- (1) 表示内容に間違いがないかどうかご確認ください。
- (2) 修正が必要な項目は修正してください。（社名以外）
- (3) **※（赤字）**は必須入力項目です。入力漏れにご注意ください。
- (4) 必須項目のうち「従業員数」「全事業の売上高」は、直近の決算年度の内容をご入力ください。
- (5) 再商品化義務量算定基準決算年月をご入力、ご確認ください。

過去に申込みがあった場合、直近申込の決算月をもとに自動的に決算年月が赤字で表示されます。決算月が変わった場合には、修正をしてください。

【考え方】令和8年度申込みの場合、以下の年月を目安にしてください。

12月決算の場合 → 令和7年 12月

1月決算の場合 → 令和8年 1月

2月決算の場合 → 令和7年 2月

3月決算の場合 → 令和7年 3月

※ 申込時期（毎年12月～2月）までに確定している決算を根拠にお申込みいただくことが原則です。

※ 1月決算で、前年度（令和7年度）の申込みにおいて、令和7年1月ではなく令和6年1月決算の数字を用いた場合、今回（令和8年度）の申込みにおいては、令和7年1月決算を用いても構いません。この場合、前年度申込みとの継続性でご判断ください。

□ 4. 「申込用紙1（基本情報）」画面の入力が終了しましたら、次に「申込用紙2（算定用紙）」の「利用製造種別」をご確認ください。

利用及び容器製造等事業者の内容は、下記のとおりです。



> 『利用事業者』とは、

- 中身製造業者（食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造業者）
- 小売・卸売業者（商品を販売する際に容器や包装を利用する事業者）
- 輸入業者  □ 中身を輸入した後に容器や包装を付す事業者  
 □ 容器や包装が付された商品の輸入を行う事業者（★）
- テイクアウトできる飲食店、通販業者、売店を持つホテル・旅館、購買部（売店等）を持つ学校法人、宗教法人 など

（注）輸入業者のうち、上記（★）印の事業者は、利用と容器製造の両方に該当します。

> 『容器製造等事業者』とは、

- 容器製造業者（ガラスびん、PETボトル、紙箱、紙製・プラスチック製の袋、プラスチック容器などを製造している事業者）
- 輸入業者  □ 容器の輸入を行っている事業者  
 □ 容器が付された商品の輸入を行う事業者（★）

（注）輸入業者のうち、上記（★）印の事業者は、利用と容器製造の両方に該当します。

□ 5. 利用製造種別の確認が終了しましたら、「申込用紙2（算定用紙）」の「入力」ボタンをクリックしてください。

□ (1) 最初に「用途」をご確認ください。

□ 【注1】「用途」とは、その『容器』『包装』に何を入れる（あるいは包む）目的で購入し利用するかを指します。

□ 【注2】例えば、用途が「小売」の場合は、小売店等で販売されている商品を入れる（あるいは包む）ことを指しますので、主に小売業（卸売業）の方の用途は「小売」となります。

□ 【注3】なお、主に小売業で使用されるレジ袋は「容器」に該当します。包装ではありませんので、ご注意ください。

□ 【注4】プラスチック製容器包装の利用事業者で、用途として「包装」を選択された場合に該当する「包装」とは、“白色トレイなどに用いるラップ”や商品を包む“ビニール製の風呂敷”、商品（主に割れ物）を保護する（包む）ために利用する“プラスチック製のシート”などです。【注3】で説明したとおり、“レジ袋は容器”ですので、プラスチック製包装ではありません。ご注意ください。

\* 『用途の例』を5~6ページに掲載していますのであわせてご確認ください。

□ (2) 次に算定方式をご確認ください。

算定方式の選択において、原則は「自主算定方式」です。

なお、貴社が市販している商品と同一のもので、事業活動（業務用）において費消されているものがあり、その費消量が把握できない場合のみ、「簡易算定方式」を選択して算定してください。

□ (3) 次に「前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量①」「①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量②」「〔①-②〕のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量③（自主算定方式の場合）」の欄をご確認ください。

この欄に表示している数字は、前年度（令和6年度）の数量です。当年度（令和7年度）の数量を入力する場合は、「算定方式」（自主算定または簡易算定）を選択していただき、前年度の数量を消去してください。

□ (4) 自主算定方式を選択した場合において、上記②・③の量が「0（ゼロ）」であれば、省略せず「0（ゼロ）」を入力してください。

□ (5) 数量の入力を終了したら、「合計計算」ボタンをクリックして入力された「再商品化委託申込量」に基づく「再商品化実施委託料金」を確認してください。

□ 入力内容が正しい場合 → 「次へ」ボタンをクリックして、誤入力がないことを再度確認したうえで「登録」ボタンをクリックしてください。

□ 誤入力で修正が必要な場合 → 「戻る」ボタンをクリックして、再度正しい内容を入力してください。

※ 複数の素材をお申込みされる場合は、「登録（他の申込有り）」をクリックし、ここまで  
の作業を繰り返してください。

□ 6. 「申込用紙2（算定用紙）」の入力が終了したら、「再商品化実施委託料金の支払  
方法」をご入力ください。貴社の再商品化実施委託料金額（合計額）に応じた支払方法  
が表示されますので、支払方法を選択し「次へ」ボタンをクリックしてください。内容  
を確認し、間違いがなければ「登録」ボタンをクリックしてください。

念のため、下記の【申込確定前の再確認事項】（入力間違いが見られる事項）をご確認くだ  
さい。

#### 【申込確定前の再確認事項】（入力間違いが見られる事項）

- 1. 決算年月に間違いはありませんか。申込受付期間（毎年12月～2月）に確定している  
決算書を利用していますか。
- 2. 利用・容器製造等の種別に間違いはありませんか。
- 3. 用途に間違いはありませんか。  
※ 業態や取扱品に変更がなければ、（毎年度）変更されることはありません。
- 4. 算定方式（自主算定か簡易算定か）に間違いはありませんか。
- 5. PETボトルの申込みには、キャップ（プラスチック製容器）とラベル（プラスチック  
製包装）の申込みも伴います。忘れていませんか。
- 6. レジ袋は「プラスチック製容器」です。「プラスチック製包装」で申込みしていません  
か。

※ 2～5については、前年後申込内容と違う場合、確認のメッセージが表示されます。

□ 以上の再確認が終わりましたら、「申込確定画面へ」ボタンをクリックします。内容を確  
認し、間違いがなければ、【申込確定】ボタンをクリックして入力を完了してください。

#### 【入力後の注意点】

- 『TOP PAGE』に表示された申込状況表の「申込状況」欄が、“入力済み”になっ  
ていることをご確認ください。
- 入力完了日の翌日から7日間（土日、祝祭日含む）は、修正可能期間です。入力誤りがあ  
った場合は、この期間中であれば何度でも修正できます。
- 修正可能期間を過ぎての修正は、「申込・契約訂正等申請書」を用いて行いますので、ご  
了承ください。（オンラインによる修正はできません）

以上

## 申込用紙2（算定用紙）の裏面から抜粋

### 利用事業者用

用途	詳細（例）	用途	詳細（例）	用途	詳細（例）
ガラス びん	食料品  牛乳、加工された食品	紙容器	食料品  パンなど食料（小売店舗の敷地外で付されたもの）	プラス チック 容器	食料品  油（PET素材でも、プラスとして扱う）  塩、砂糖  惣菜のパック・弁当箱（小売店舗の敷地外で付したもの）
	清涼飲料、茶・コーヒー  豆乳、清涼飲料		清涼飲料、茶・コーヒー  内側がアルミの紙パック		清涼飲料、茶・コーヒー  清涼飲料等のキャップ  コーヒー豆・コーヒー粉末  お茶・茶葉
	酒類  ビール・焼酎		酒類  内側がアルミの紙パック		酒類  酒類のキャップ
	医薬品  「医薬品」と表示されているもの		油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料  洗剤  粉石鹼		油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料  洗剤、漂白剤
	化粧品・鹹糖・その他の化粧用調製品  化粧品		医薬品  「医薬品」と表示されているもの		医薬品  「医薬品」と表示されているもの  医薬品のキャップ
	上記以外の用途  小売時にその場で用いるびん		化粧品・鹹糖・その他の化粧用調製品  化粧品の外箱・中身の緩衝材		化粧品・鹹糖・その他の化粧用調製品  シャンプー  鹹糖き粉  化粧品のキャップ
PET ボトル	食料品（しょうゆ・乳飲料等・その他調味料）  しょうゆ  ドレッシング、酢、みりん・萬能調味料、醤油加工品  料理酒・クッキングワイン  乳酸菌飲料 ※食用油類を含まず、着色・漂白により内蔵物及び臭いを除去できるものに限る	小売	手提げ  ギフト箱  小売時に用いる平袋	小売	惣菜のパック・弁当箱（小売店舗の敷地内で付したもの）  レジ袋  テイクアウトの容器
	清涼飲料  お茶、ジュース		上記以外の用途  ペットフード、雑貨		上記以外の用途  果の容器、果物・野菜のネット袋など（無加工の自然物）
	酒類  焼酎  ワイン、みりん	紙包装  商品を包むために用いる用紙や新聞紙	プラスチック包装  容器のラベル  トレイのラップ		

※用途の判断に迷った場合は、当協会コールセンター（03-5251-4870）にお問い合わせください。

## 申込用紙2（算定用紙）の裏面から抜粋

### 容器製造等事業者用

用途	詳細（例）	用途	詳細（例）	用途	詳細（例）
ガラスびん	食料品  牛乳、加工された食品	紙容器	食料品  パンなど食料（小売店舗の敷地外で付されたもの）	プラスチック容器	食料品  油（PET素材でも、プラスチックとして扱う）  塩、砂糖  惣菜のパック・弁当箱（小売店舗の敷地外で付したもの）
	清涼飲料、茶・コーヒー  豆乳、清涼飲料		清涼飲料、茶・コーヒー  内側がアルミの紙パック		清涼飲料、茶・コーヒー  清涼飲料等のキャップ  コーヒー豆・コーヒー粉末  お茶・茶葉
	酒類  ビール・焼酎		酒類  内側がアルミの紙パック		酒類  酒類のキャップ
	医薬品  「医薬品」と表示されているもの		油墨加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料  洗剤  粉石鹼		油墨加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料  洗剤、漂白剤
	化粧品・美容・その他の化粧用調製品  化粧品		医薬品  「医薬品」と表示されているもの		医薬品  「医薬品」と表示されているもの  医薬品のキャップ
	上記以外の用途  小売時にその場で用いるびん		化粧品・美容・その他の化粧用調製品  化粧品の外箱・中身の緩衝材		化粧品・美容・その他の化粧用調製品  シャンプー  美容化粧品  化粧品のキャップ
PETボトル	食料品（しょうゆ・乳飲料等・その他調味料）  しょうゆ  ドレッシング、酢、みりん風味料、醤油加工品  料理酒・クリッピングワイン  乳酸菌飲料 <small>※食料用容器を含まず、簡易な洗浄により内容物及び使いを除去できるものに限る</small>	小売	手提げ  ギフト箱  小売時に用いる平袋	小売	手提げ  テイクアウトの容器  弁当箱（小売店舗の敷地内で付したもの）
	清涼飲料  お茶、ジュース		上記以外の用途  ベットフード、雑貨		上記以外の用途  席の容器、果物・野菜のネット袋など（無加工の自然物）
	酒類  焼酎  ワイン、みりん				

※用途の判断に迷った場合は、当協会コールセンター（03-5251-4870）にお問い合わせください。